|  |
| --- |
| 登録団体情報 |
| 団体名 | （フリガナ） |
| 　 |
| 団体の所在地等又は代表者の住所等 | 〒　　　　　　住所 |
| 電話番号　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号 |
| メールアドレス |
| 代表者氏名 |
| 連絡者 | 〒　　　　　　住所 |
| 電話番号　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号 |
| メールアドレス |
| 連絡者氏名 |
| 団体のホームページ | 　あり（URL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・　なし |
| 設立年月日 | 　　　　　　　　　年　　　　　月 |
| 活動の分野 | １ | 保健・医療・福祉 | ８ | 人権擁護・平和推進 | 15 | 職業能力の開発・雇用機会拡充 |
| ２ | 社会教育の推進 | ９ | 国際協力 | 16 | 消費者の保護 |
| ３ | まちづくりの推進 | 10 | 男女共同参画 | 17 | 市民活動支援 |
| ４ | 学術・文化・芸術・スポーツの振興 | 11 | 子どもの健全育成 | 18 | 観光振興 |
| ５ | 環境保全 | 12 | 情報化社会の発展 | 19 | 農山漁村・中山間地域振興 |
| ６ | 災害救援 | 13 | 科学技術の振興 | 20 | その他 |
| ７ | 地域安全 | 14 | 経済活動の活性化 |  | 　 |
| 主な活動内容 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| PRメッセージ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 法人格 | NPO法人　・その他の法人（　　　　　　　）・なし |
| 会員数等 | 　　　　　　　　　　　人 | 会員募集中・募集してない |
| 　　　　年　月　日現在 | 会費＝　　　　　円（月・年）・なし |
| 情報交換箱（無料） | 希望する・希望しない | 新規・更新 |
| ロッカー（有料） | 希望する・希望しない | 新規・更新 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第13号（第15条関係） |  |  |  | 年　　　月　　　日 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| （あて先）特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク |  |  |
| **平成30年度　三鷹市市民協働センター登録団体申請書** |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 　三鷹市市民協働センター登録団体として、必要書類を添えて申請します。 |
|  |  |  |
|  | 【　　】定款、会則及び規約 |  |
|  | 【　　】役員名簿 |  |
|  | 【　　】会報、活動紙 |  |
|  | 【　　】その他　（　　　　　　　　　　　　　） |  |

三鷹市市民協働センター　ホームページ掲載内容の確認表

該当する公開・非公開に○印をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 　内容 | 公開・非公開を選び○で囲んでください。 |
| 団体 | 団体名 | ※公開 |
| 団体の所在地等　又は代表者の住所等 | 公開・非公開 |
| 代表者氏名 | 公開・非公開 |
| 連絡先 | 電話番号 | 公開・非公開 |
| FAX番号 | 公開・非公開 |
| メールアドレス | 公開・非公開 |
| 連絡者氏名 | 公開・非公開 |
| 団体のホームページ | ※公開 |
| 設立年月 | 公開・非公開 |
| 活動の分野 | ※公開 |
| 主な活動内容 | ※公開 |
| PRメッセージ | ※公開 |
| 会員数 | 公開・非公開 |
| 会費 | 公開・非公開 |
| 会員募集 | ※公開 |

（※公開　の項目はホームページに掲載させていただきますのでご了承ください。**）**

三鷹市市民協働センター条例（抜粋）

（市民活動）

第８条　この条例において、「市民活動」とは、自主的かつ自発的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

　三鷹市市民協働センター条例施行規則（抜粋）

　（登録団体）

第15条　指定管理者は、条例第８条の市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）のうち、次に掲げる要件を満たす市民活動団体を登録団体とすることができる。

　(1)　三鷹市内において活動を行っていること又は始めようとしていること。

　(2)　協働センターの事業に関し、積極的に参加協力できること。

　(3)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の統制のもとにある団体ではないこと。

　(4)　公共性を脅かす行為又は協働センターの他の利用者に迷惑をかける行為を行わないこと。

私たちは、上記の内容を満たす団体であることに相違ありません。

申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実に相違ありません。申請事項に変更が生じた場合には、すみやかに連絡します。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　団体名

名前